〇総務省令第六十八号

電 気 通 信 事 業 法 昭 和 五. + 九 年 法 律 第 八 + 六 号) \mathcal{O} 規 定 に 基づ き、 電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 等 0)

部 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ょ う 12 定 \Diamond る。

平成二十九年九月二十八日

総務大臣 野田 聖子

電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る省 令

第 条 電 気 電 通 気 信 通 事 信 業 事 法 業 施 法 行 施 規 則 行 規 \mathcal{O} 則 部 昭 改 和 正 六 + 年 郵 政 省 令 第二十 五 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ

う

ĺZ

改

正

す

る。

順 次 次 対 \mathcal{O} 応 表 す 12 る ょ 改 り、 正 後 改 欄 正 に 前 撂 欄 げ に る 撂 規 げ 定 る 規 \mathcal{O} 傍 定 線 \mathcal{O} を 傍 付 線 L 下 た 部 線 を含 分 \mathcal{O} よう む。 に 以 改 下 め 同 ľ 改 正 後 を 欄 付 に L 撂 た げ 部 分をこ る そ \mathcal{O} 標 れ 記 12

部 分 に二 重 傍 線 (二 重 下 線 を 含 む 以 下 同 Γ を 付 L た 規 定 以 下 対 象 規 定 とい う。 で 改

前 欄 に ک れ に 対 応す る ₽ \mathcal{O} を 掲 げ て V) な 1 ŧ 0) は、 ک れ を 加 え る。

正

ステムに関して、他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤に引き、次号及び第三号の三において同じ。)の提供に用いられる標準的な役務利用管理システムの機能及び当該役務利用管理システム「以下この条及「明始、変更及び第三号の三において同じ。」の提供に用いられる、電気通信投務の利用で限る。次号及び第三号の三において同じ。)の提供に用いられる、電気通信役務の利用のに限る。次号及び第三号の三において同じ。)の提供に用いられる、電気通信役務の利用のに限る。次号及び第三号の三において同じ。)の提供に用いられる、電気通信役務の利用のに限る。次号及び第三号の三において同じ。)の提供に用いられる、電気通信役務の利用の原理を行う場合における手続第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるもの第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務の利用の高に表する。	第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとす(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項) [五 略] 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者の責任に関する事項	で案分することにより変動するものにあつては、その公正妥当な算定方法(案分方法を含む開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等関し、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(次号、次条関し、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(次号、次条三・二・二 略)	佐続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示するに同じ。) の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他の事項の金額で及び総務大臣が別に告示する様式の接続料(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下(及び総務大臣が別に告示する様式の接続料(第二種指定電気通信設備との接続で及び総務大臣が別に告示する様式の接続料(第二種指定電気通信設備との接続を更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から第十変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から第十変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から第十変更の届出の場合は、接続約款の届出)
[一・二 同上] [新設] [一・二 同上] [新設]	第二十三条の九の五 [同上] (第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。) の責任に関する事項 (第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二十三条の九の五第一項において 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通四 第二種指定電気通信設備に電気通	三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額[一・二 同上]	(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に (第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出) (第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出) (第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出) (第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出) (第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

注1 第二十五条の七 様式第17の4の2(第23条の9の3関係) 2略 Ŧi. データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出 $[2\sim 4]$ [2・3 點] (法第三十八条の二の総務省令で定める事項) ||六~十 務の提供に生じた支障について、その影響を受けるおそれのある他事業者への通知及びその 第4号に掲げる機能をいう。 機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、 掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者ごとの次に掲げる事項 利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者が負うべき責任に関する事項 営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの を加えた金額に照らし公正妥当なもの 4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう いる前号の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に 通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経 信役務の提供に用いられるSIMカードの種類及び機能 一~四略] 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守その他第二種指定電気 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1項第1号</u>に掲げる データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出 提供卸電気通信役務に係るSIMカードの種類、機能及び料金その他の提供条件 提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システムの機能及び料金その他の提供条件 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する他事業者による電気通 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 「SMS伝送交換機能」は<u>同項</u> 備光 注1 注1 第二十五条の七 様式第17の4の2(第23条の9の3関係) [新設] [表 同左] [2 同上] 五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役 兀 [新設] [新設] [2~4 同左] [2・3 同左] データ伝送交換機能の接続料原価の算出 二六~十 同上] [一~四 同上] (法第三十八条の二の総務省令で定める事項) 能をいう。 に掲げる機能をいう。 、「MNP転送機能」は<u>同条第3号</u>に掲げる機能を、 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出 当該電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項 務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのある他事業者の利用者に対する説明その他の 規則(平成二十八年総務省令第三十一号)第九条第三項の規定を準用する。 準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第二種指定電気通信設備接続料 価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に 業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原 路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送 回允」 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務の提供 「<u>データ伝送交換機能</u>」は、第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第2号</u>に掲げる<u>機</u> 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を 同上 「SMS伝送交換機能」は<u>同条第4号</u>

3 他人資本費用 様式第17の4の3(第23条の9の3関係) 1 機能に係るフートベース [2 點] [2・3 略] 機能別接続料原価算入営業費明細表 の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。 める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について 費の額を記載すること。 **カードの種類ごとに欄を分け、当該種類ごとの欄にそれぞれの接続料の原価に算入する営業** 業費を算入する場合で、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIM 費を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料 価」の欄を分けて記載すること。 者への提供に要する費用」の「備考」の欄には、SIMカードの管理及び他事業者への提供 ついて、当該欄ごとに当該内数を記載し、 則第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価に含まれる費用を内数として含むものに ごと))に作成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分 ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。 当該SIMカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、 けて記載すること。この場合において、 り接続料を算定する場合には、 機能を、「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、 <u>項第3号</u>に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は<u>同項第4号</u>に掲げる機能をいう。 こ要する費用の算定方法を記載すること 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと(同項第2号に定 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと(同項第2号に定 注1及び注2の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項によ 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価に営 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の接続料原価に営業 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、 ドの調達費用」及び「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる 「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「SIMカ 「SIMカードの調達費用」の「備考」の欄には、 当該欄の名称を見出しに注記すること 「SIMカードの管理及び他事業 「MNP転送機能」は回 「接続料原 注1 注1 泊 様式第17の4の3(第23条の9の3関係) [表 同左] [2 同左] げる機能を、「SMS伝送交換機能」は<u>同条第4号</u>に掲げる機能をいう。 [新設] [2・3 同左] [新設] 「データ伝送交換機能」は同条第2号に掲げる機能を、 [同左] [同左] [同左] 同左] 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1号</u>に掲げる機能を、 同左] 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること 「MNP転送機能」は<u>同条第3号</u>に掲

注 第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1項各号</u>に掲げる<u>機能ごと(同項第2号に定め</u> 6 自己資本費用 11 利潤 9 利益対応税 [7・8 略] [4・5 點] [巻 略] [10 略] [表 略] データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定における利潤(単位:円 る機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、S る機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、S 運転資本(単位:円 にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。) にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。) 【Mカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと) 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと(同項第2号に定め IMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと) [2・3 略] 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により算定する接続料の利潤 |に作成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料 _に作成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料 [2~4 略] の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。) - 一タ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定における利潤をレートベ の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。 ごと)) に作成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分 める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について スで除したもの ごと)) に作成すること (同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分 一タ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定におけるレートベース 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと(同項第2号に定 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類 数値 備光 注1 注 土 [新設] [10 同左] [表 同左] [表 同左] [7・8 同左] [表 同左] [4·5 同左] [2・3 同左] [2~4 同左] 第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条各号</u>に掲げる<u>機能ごと</u>に作成する<u>こと</u> 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること [同左] [同左] [同左] 第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条各号</u>に掲げる機能ごとに作成する<u>こと</u>。

様式第17の4の5(第23条の9の3関係) 3 SMS伝送交換機能に係る需要 2 MNP転送機能に係る需要 様式第17の4の4(第23条の9の3関係) 1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料 表略 03 02 無两 無要 利潤 (単位:円) 能をいう。 第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。 る機能をいう データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要 $\overline{2}$ 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1項第3号</u>に掲げる機|注 欄を分けて記載すること 4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。 欄を分けて記載すること。 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第4号に掲げ | 注 された額を記載すること 料規則第4条第1条第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合に作成する 「運転資本」の項には、様式第17の4の7(レートベースの運転資本の算定)により算定 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料に係る需要 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料」は、 項目 数值(単位:回線) 数値(単位:枚) 当該種類ごとに、 第二種指定電気通信設備接続 備考 備考 「需要」の 「数値」の 注1 様式第17の4の5(第23条の9の3関係) 様式第17の4の4 (第23条の9の3関係) 1 データ伝送交換機能の接続料 [新設] [新設] [表 同左] [表 同左] [表 同左] [表 同左] やいう。 <u>能</u>をいう。 [2 同左] 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第4号に掲げる機能 データ伝送交換機能に係る需要 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第3号</u>に掲げる機能をい [同左] [同左] 「<u>データ伝送交換機能</u>」は、第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第2号</u>に掲げる<u>機</u>

。 ② SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「数値」の 欄を分けて記載すること。 ③ 「接続料単価」の欄は、「原価」の欄の値に「利潤」の欄の値を加えたものを、「需要」 の欄の値で除したものを記載すること。 ④ 費用の発生の態様ごとに原価、利潤及び需要を区別する等の算定を行っている場合には、 その理由及び実際に行った算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。 ② MNP転送機能の接続料 [表略]	原価(単位:円) 利潤(単位:円) 需要(単位:枚) 接続料単価 備考 注1 「データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続 料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう	条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。 「接続料単価」の欄は、「原価」の欄の値に「利潤」の欄の値を加えたものを、「需要」の欄の値で除したものを記載すること。また、「接続料単価」の欄の値を接続約款に記載する接続料単価の単位に変換する式を備考欄に記載すること。 設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別する等の算定を行つている場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。 著欄に記載すること。 3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料 数値	注1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 注1 4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。 〔 [2~7 略] [2~7 略] [102] データ伝送交換機能の回線数単位接続料 原価(単位:円) 数値 樹書 (単位:回線) 機考 (1、第二種指定電気通信設備接続料規則第4 注1 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4
2 [同左] [表 同左]		[新設]	王1 <u>データ伝送交換機能</u> 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則 <u>第4条第2号</u> に掲げる機 <u>能</u> をいう。 [2~7 同左] [新設]

注1 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則 $\hat{\mathbf{g}}$ 4条第1項第3号 \mathbb{C} 掲げる|注1 「MNP転送機能」は、 注1 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1項第4号</u>に掲|注1 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第4号</u>に掲げる機 3 SMS伝送交換機能の接続料 注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる 様式第17の4の7(第23条の9の3関係) 様式第17の4の6(第23条の9の3関係) [2~6 點] [2~6 點] 機能を、「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項 げる機能をいう。 <u>第3号</u>に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は<u>同項第4号</u>に掲げる機能をいう。 カードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごとに欄 <u>第3号</u>に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は<u>同項第4号</u>に掲げる機能をいう。 機能を、「データ伝送交換機能」は<u>同項第2号</u>に掲げる機能を、「MNP転送機能」は<u>同項</u> 機能をいう。 ること。なお、同令第13条第2項により算定する接続料については、 のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出)の「接続料原価」の該当する欄の値を記載す 表 2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出)、同様式表 2 の 2 (データ 滅価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2 第4条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第3号に掲げる部分の接続料 場合には、当該接続料を除く。 掲げる部分の接続料(同項第3号に掲げる部分について、同令第13条第2項により算定する 伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出)及び同様式表2の3(データ伝送交換機能 IMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。この場合において、「接続料原価」、 についてSIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてS を分けて記載すること。 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則 「データ伝送交換機能」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に 表中の の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 同項第3号に掲げる部分の接続料について、SIM 「減価償却費」、 注1 注1 様式第17の4の7 (第23条の9の3関係) 様式第17の4の6(第23条の9の3関係) [4 同左] [表 同左] [表 同左] 交換機能の接続料原価の算出)の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。 3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、 [2~6 同左] [2~6 同左] 「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2(データ伝送 [同左] に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は<u>同条第4号</u>に掲げる機能をいう。 2~4 同左] に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は<u>同条第4号</u>に掲げる機能をいう。 能をいう。 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1号</u>に掲げる機能を 「データ伝送交換機能」は<u>同条第2号</u>に掲げる機能を、「MNP転送機能」は<u>同条第3号</u> 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1号</u>に掲げる機能を 「データ伝送交換機能」は<u>同条第2号</u>に掲げる機能を、「MNP転送機能」は<u>同条第3号</u> 第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第3号</u>に掲げる機能を

第二 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 \mathcal{O} 部 改 正

第二 条 第二 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 平 成 二 + 八 年総 務 省 -令 第三十一 号) の 一 部 を 次 0) よう

に改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 0) 傍線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 12 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond 改 正 後 欄 に 撂 げ る 対 象 規 定 で 改 正 前 欄 にこ れ に 対 応 す る

Ł 0 を 撂 げ て 7) な 7) ŧ \mathcal{O} は、 _ れ を 加 える。

改正前
目次
[第一章~第四章 同上]
第五章 精算 (第十六条)
[附則 同上]
第四条 [同上]
[新設]
(接続料の原価及び利潤)
第六条 接続料の原価は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定電気通信
設備管理運営費とする。
接続料の利潤は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの
規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場
合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対
照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものを用いるものとする。
[3 同上]
(第二種指定設備管理運営費の算定)
第七条 第四条各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、
当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地
及び施設(以下「対象設備等」という。)に係る費用の額を基礎として算定するものとする。
[2 同上]
(他人資本費用)
八条 第四条各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。
第

[式 略]	[式 同上]
2 第四条第一項各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。	2 第四条各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。
[式 略]	[式 同上]
[3・4 略]	[3・4 同上]
5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。	5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。
対象設備等の第二種指定設備管理運 運転資本=営費(減価償却費、固定資産除却損× 及び租税公課相当額を除く。) 第四条第一項各号に掲げる機能の提供か ら当該機能に係る接続料の収納までの平 均的な日数 三百六十五日	対象設備等の第二種指定設備管理運 運転資本=営費(減価償却費、固定資産除却損× 及び租税公課相当額を除く。) (新四条各号に掲げる機能の提供から当該 機能に係る接続料の収納までの平均的な 日数 三百六十五日
[6~9 略]	[6~9 同上]
(自己資本費用)	(自己資本費用)
第九条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算す	第九条 第四条各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。
న్ _ం	
[式 略]	[式 同上]
[2~4 略]	[2~4 同上]
(利益対応税)	(利益対応税)
。 第一条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する	第十条 第四条各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。
[式略]	[式 同上]
[2~4 略]	[2~4 同上]
(接続料設定の原則)	(接続料設定の原則)
第十一条 接続料は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び	第十一条 接続料は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の
利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなけれ	合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければなら
ばならない。	ない。
[2~4 略]	[2~4 同上]
(音声伝送交換機能の接続料)	(音声伝送交換機能の接続料)
第十二条 第四条第一項第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものと	第十二条 第四条第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。
する。	
(データ伝送交換機能の接続料)	(データ伝送交換機能の接続料)
第十三条 第四条第一項第二号に掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分に応じ、当該各	第十三条 第四条第二号に掲げる機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。
号に定めるものを単位として設定するものとする。	

の結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。	第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに、そ 第五章 接続料の計算等 する。	第十五条 第四条第一項第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものと 筆(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)する。	* 第四条第一項第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとっポータビリティ転送機能の接続料)	るものとする。	接続料の利潤は、次に掲げる式により計算した運転資本に、前項第一号の接続料の算定に 接続料の利潤を当該算定に係るレートベースで除したものを乗じたものとする。	に要する費用として合理的に算定したものを加えたものとする。 接続料の原価は、SIMカードの調達費用に、SIMカードの管理及び他事業者への提供	定は適用しない。	三 第四条第二項第三号 SIMカードの枚数二 第四条第二項第二号 回線数 一 第四条第二項第一号 回線容量
当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。にだし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあっては、のとする。ただし、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の	第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定による会計の整理の結果及び通信量等の実績値第五章 精算	第十五条 第四条第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)	第十四条 第四条第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。(番号ポータビリティ転送機能の接続料)	[新設]			[新設]	[新設]

して、也事業者と青草けるものとする。とごし、当夜幾世に系も安売斗の急致な変動がに当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首ま当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したと
して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動がしまます。 オーター・オース こうきょう こうきょう
ると認められる場合にあっては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と
精算するものとする。
3 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤 [新設]
を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合においては、当該接続料について、前項の規定
き、そり)「「1)11女之がする見至りでは夢見さすして見引ふうなな、全にさけてに夢見た日月適用しない。
「備考」表中の

第

る

を

L

た

 \mathcal{O}

ょ

う

に

三 条 電 気 通 信 事 業 報 告 規 則 $\overline{}$ 昭 和 六 + 三 年 郵 政 省 令 第 兀 + 六 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

規 次 定 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 傍 に 線 ょ り 付 改 正 部 前 分 欄 に 撂 げ る 改 規 め、 定 \mathcal{O} 傍 改 正 線 を 前 欄 付 及 L び た 改 部 正 分 を ک 欄 れ 対 に 順 応 次 対 掲 応 げ す る 改 対 象 正 規 後 定 欄 は に 掲 げ

後

に

L

て

る

そ

 \mathcal{O} 標 記 部 分 が 異 な る ŧ \mathcal{O} は 改 正 前 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 を 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 と L 7 移 動 L

改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 で 改 正 前 欄 に ک れ に 対 応 す る ŧ \mathcal{O} を 掲 げ 7 ** \ な 7 ŧ \mathcal{O} は、 れ を 加 え る。

は注記である。	備考 表中の []の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は
[2~7 同上]	[2~7 略]
十二 [同上]	十四 [略]
	種類、機能、料金その他の提供条件
[新設]	十二 提供卸電気通信役務に係るSIMカード(第十条に規定するSIMカードをいう。)の
	条件
	一 項
[新設]	十一 提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システム(電気通信事業法施行規則第二十三条
[一~十 同上]	[一~十 略]
	ければならない。
り総務大臣に提出しなければならない。	項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しな
三の五により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等によ	、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の五により、当該事
供の業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十	。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)に対して提供する業務を行うときは
が五十万以上のもの(以下「卸先電気通信事業者」という。)に対して、卸電気通信役務の提	設備に接続される特定移動端末設備の数が五
その提供を受ける卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数	される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。)又はその提供を受ける対象卸電気通
に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。)又は	定関係法人であるもの(その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続
が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)	下この条において同じ。)を電気通信事業者(当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特
可能なものを使用するものに限る。)(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途	ている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)をいう。以
グルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが	限る。)の卸電気通信役務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定され
ャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシン	接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに
規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキ	式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元
電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備	る時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方
通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者(その提供を受ける当該伝送路設備を用いる	路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定す
種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、当該伝送路設備を設置する電気	種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信役務(当該伝送
事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二	事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二
第四条の五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信	第四条の五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信
(卸電気通信役務の提供に関する報告)	(卸電気通信役務の提供に関する報告)
改正前	改 正 後

附 則

施 行 期 日

ک \mathcal{O} 省 令 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す

る

1

経 過 措 置

2 第二 種 指 定 電 気 通 信 設 備 を 設 置 す る 電 気 通 信 事 業 者 (以 下 種 指 定 設 備 設 置 事 業 者」 لح 1 う。

は、 0) 省 令 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 12 電 気 通 信 事 業 法 第 三 + 几 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 届 け 出 7 1 る 接 続 約

規 款 定 に に 0 合 1 致 て、 さ せ る \mathcal{O} た 省 め、 令 に ょ る \mathcal{O} 省 改 令 正 \mathcal{O} 後 施 \mathcal{O} 行 電 \mathcal{O} 気 通 日 カン 信 5 事 三 業 月 法 以 施 内 行 規 に 則 同 項 以 \mathcal{O} 下 規 定 に 新 基 施 づ 行 < 規 変 則 更 と \mathcal{O} 届 1 う。 出 を L な

 \mathcal{O}

け れ ば な 5 な 1

3 ۲ 0 省 令 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 (C 電 気 通 信 事 業 法 第三 十四四 条 第二 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 届 け 出 7 1 る 接 続 約 款 は

前 項 \mathcal{O} 変 更 届 出 が あ る ま で \mathcal{O} 間 は、 新 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 12 か カン わ 5 ず、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ る。

業 者 は 同 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 新 施 行 規 則 第 + 五. 条 \mathcal{O} 七 第 五. 号 に 定 \Diamond る 事 項 を 新 施 行 規 則 \mathcal{O} 施 行

4

 \mathcal{O}

省

令

 \mathcal{O}

施

行

 \mathcal{O}

際

現

に

電

気

通

信

事

業

法

第

三

+

八

条

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

届

出

を

行

0

て

7

る

種

指

定

設

備

設

置

事

後 遅 滞 な < 総 務 大 臣 12 届 け 出 な け れ ば な 5 な 1 0 た だ L 0 省 令 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 同 号 に 定 8 る 事 項

を 総 務 大 臣 に 届 け 出 7 7 る 場 合 は \mathcal{O} 限 り で は な 1

5 改 正 後 \mathcal{O} 第 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 以 下 新 接 続 料 規 則 と V う。 \mathcal{O} 規 定 は 原 価

U 及 利 び 利 潤 潤 \mathcal{O} 算 \mathcal{O} 算 定 期 定 期 間 間 \mathcal{O} 開 \mathcal{O} 開 始 始 日 が 日 平 が 平 成 成 _ + + 八 年三 八 年 月 兀 \equiv 月 + __ 日 以 日 以 降 で 前 あ で あ る 接 る 続 接 続 料 料 \mathcal{O} 算 \mathcal{O} 算 定 定 か 5 に 適 0 用 1 て L は 原 価 な 及 お

従前の例による。

6 は 前 新 項 接 \mathcal{O} 規 続 料 定 規 に 則 か か \mathcal{O} 規 わ 定 5 ず、 は 平 新 成 接 三 続 + 料 規 年 則 兀 第 月 几 日 条 第 以 降 項 \mathcal{O} 第 接 \equiv 続 号 料 に か 掲 5 適 げ る 用 区 す る 分 12 係 る 接 続 料 に 0 7) 7

7 新 新 報 報 報 報 告 告 告 告 規 を \mathcal{O} 規 省 規 則 行 則 令 則 0 以 第 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 施 兀 施 下 1 条 行 る 行 新 電 \mathcal{O} 後 \mathcal{O} 五. 遅 報 際 気 第 滯 告 現 通 + な に 規 信 < 則 事 号 総 業 \mathcal{O} 及 務 لح 者 省 び 大 令 は 1 う。 第 に 臣 ょ 十二号 に 同 提 る 条 出 改 第 \mathcal{O} に L 几 規 正 定 条 定 前 な め け に \mathcal{O} \mathcal{O} る 基 電 れ 五. 事 ば 第 づ 気 項 き、 な 涌 を 5 信 項 総 事 第 な 務 + 業 1 \mathcal{O} 大 省 報 臣 号 告 た 令 に だ 及 規 に 提 び ょ 則 出 第 る 第 兀 L + 改 7 条 \mathcal{O} 正 号 省 後 \mathcal{O} 1 る 令 に \mathcal{O} 五. 場 定 電 \mathcal{O} \mathcal{O} 合 規 施 8 気 は 定 行 る 通 事 に \mathcal{O} 信 ک 際 事 項 ょ \mathcal{O} を 業 n

限りではない。